

第3章

施策を知りたい



産業 ― 需要に応じた米生産 ―

【令和7(2025)年産米の状況】

主食用米の生産については、平成30(2018)年産以降、行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行わず、国が策定する米穀の需給見通し等の情報を踏まえつつ、農業者や集荷業者・団体が中心となって、それぞれの県で自主的に作成した作付方針(生産の目安)に沿って需要に応じた米生産に取り組んでいます。

主食用米の需要は、令和6(2024)年夏に生産量が需要量に対し不足し、米の価格が高騰。令和7年産新米が本格的に出回り始めても価格は横ばいで推移したことで、政府備蓄米の放出や主食用に流通するSBS米が輸入枠上限の10万t輸入されたほか、2025年の民間貿易も前年に比べて大幅に増加し、国内生産に影響を及ぼすことが懸念されています。

引き続き、都道府県別、地域別の作付意向の公表及び米に関するマンスリーレポート等などきめ細かな情報提供に努め、需要に応じた米生産を推進します。

令和7(2025)年産米の作付状況

単位：t、ha

県名	作付方針(生産の目安)		主食用米		目安に対する作付状況		(参考)8年産米の作付方針	
	生産量	作付面積	実生産量	実作付面積	生産量	作付面積	生産量	作付面積
福岡	171,500	35,000	173,900	34,500	2,400	▲ 500	174,300	35,500
佐賀	130,304	25,107	128,000	23,700	▲ 2,304	▲ 1,407	133,818	25,848
長崎	57,159	11,785	47,500	9,460	▲ 9,659	▲ 2,325	59,502	12,269
熊本	154,413	30,100	167,500	31,900	13,087	1,800	163,329	31,838
大分	86,626	17,360	97,300	18,900	10,674	1,540	90,233	18,340
宮崎	67,500	13,800	66,400	13,500	▲ 1,100	▲ 300	63,200	12,900
鹿児島	90,000	18,600	86,800	17,600	▲ 3,200	▲ 1,000	89,000	18,580
九州	757,502	151,752	767,400	149,560	9,898	▲ 2,192	773,382	155,275
全国	6,830,000	—	7,468,000	1,367,000	—	—	7,250,548	—

注1：九州各県の作付方針(生産の目安)は、各県の農業再生協議会等が作成したもの(大分県は面積のみ提示のため5中3平均単収を乗除して算出)。

注2：(参考)8年産米の生産方針の生産量全国計は、米に関するマンスリーレポート(令和8年1月号)の8年産目安数量。

注3：主食用米の実生産量及び実作付面積は、大臣官房統計部が令和7(2025)年12月12日に公表した収穫量及び作付面積。

令和8(2026)年産米等の作付意向(令和8年6月末時点)

(千ha)

県名	主食用米			備蓄米		戦略作物													
	7年産実績	8年産意向	対前年実績	6年産実績	8年産意向	加工用米		新市場開拓用米 (輸出用米等)		米粉用米		飼料用米		WCS用稲 (稲発酵粗飼料用稲)		麦		大豆	
						7年産実績	8年産意向	7年産実績	8年産意向	7年産実績	8年産意向	7年産実績	8年産意向	7年産実績	8年産意向	7年産実績	8年産意向	7年産実績	8年産意向
福岡	34.5	35.2	↗	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	—	0.2	0.3	0.9	0.6	2.0	1.8	1.2	0.9	6.7	6.2
佐賀	23.7	24.5	↗	—	0.1	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.3	1.8	1.5	0.2	0.2	6.3	5.7
長崎	9.5	9.5	→	—	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	1.4	1.3	0.1	0.1	0.2	0.1
熊本	31.9	33.1	↗	—	0.2	0.3	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.6	0.4	8.2	7.1	0.6	0.6	1.7	1.5
大分	18.9	19.2	↗	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	1.0	0.7	2.3	2.0	0.6	0.6	0.8	0.7
宮崎	13.5	14.3	↗	—	—	1.5	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.5	6.8	6.2	0.0	0.0	0.2	0.2
鹿児島	17.6	18.0	↗	—	—	0.9	0.9	—	—	0.0	0.0	0.3	0.2	3.4	3.0	0.1	0.1	0.2	0.2

資料：農林水産省「水田における作付意向について」(令和8年産第3回中間の取組状況(令和8年6月末時点))

注1：主食用米、戦略作物及び備蓄米の8年産意向(対前年実績)は、7年産実績と比較し、「赤色：増加傾向」(1%超増加)、「黒色：前年並み」(増減1%以内)、「緑色：減少傾向」(1%超減少)で分類。

注2：加工用米、新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米、WCS用稲の7年産実績は、取組計画の届出面積。麦・大豆の7年産実績は、地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積(基幹作)。

注3：備蓄米は、7年産の入札を中止。

【米粉の普及拡大の取組】

米粉用米の全国生産量は、平成29(2017)年度までは、2万t程度で推移していましたが、令和4(2022)年度には4.6万tまで増加、その後は減少傾向で推移し、令和7(2025)年度は1.9万tまで減少しています。九州の生産量は、平成29(2017)年度の2,082tから、令和4(2022)年度の4,284tをピークに、その後は減少傾向で推移し、令和7(2025)年度は1,956tまで減少しています。

農林水産省では、国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした米粉の活用を重要な課題と位置づけ、米粉の利用拡大に向けた取組を支援するため、令和6年度補正予算にて米粉需要創出・利用促進対策事業を実施し、九州では、米粉商品開発等支援対策事業に11事業者が採択され、米粉・米粉製品の製造・増産に取り組んでいます。

加えて、農林水産省では、米粉に適した品種の開発・普及等を行うとともに、需要に応じた米粉用米の生産拡大が必要不可欠なことから、水田活用の直接支払交付金を継続して措置し、米粉用米を生産する農業者を支援しています。

九州農政局では、米粉用米の生産拡大、米粉商品の開発及び米粉の需要拡大を後押しするため、生産から加工・販売までの関係者を対象とした「米粉利用拡大セミナー」を開催しました。

【米粉利用拡大セミナー「新たな米粉商品の魅力を世界へ」開催】

令和8(2026)年2月20日に、熊本地方合同庁舎において、九州の生産者や製粉業者及び食品加工業者、行政関係者など約70名が参加した米粉利用拡大セミナーを開催しました。

セミナーでは、米粉を利用した米粉麺の商品開発の取組みとして福豊興産コンサルティング株式会社の村田様から事例を発表いただき、また、食品輸出の留意点について独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)の新井様にも講演いただきました。

また、原料や商品等を紹介するブースの設置も併せて行い、ブースでは関係者間のマッチングを図りました。

参加者からのアンケート結果では、「新たなマッチングへつながった」、「グルテンフリー食品の製造については製造・販売業者から米粉に関するセミナーや展示会を増やしてほしい」、「会場で米粉の商品を購入できれば、職場等で周知できる」などの回答がありました。

今後も、米粉利用拡大セミナー等を通じて、米粉利用について学ぶ機会を提供していきます。



セミナー会場



米 粉 (熊本製粉)



米粉を使用した製品 (こめとら)



出展ブース



オクラと米粉のパン・麺 (株)エール



米麺 (糀-こめのはな)

産業 ― 水田農業における高収益作物の導入 ―

【九州で令和 7 (2025) 年度までに75産地が創設】

水田農業においては、主食用米の需要量が毎年10万 t 程度減少すると見込まれる中、水田における高収益作物の導入を進め、農業所得を向上させていくことが重要です。

このため、九州農政局では基盤整備を担当する農村振興部、生産振興を担当する生産部が連携し、県ごと、地域ごとに意見交換を行い、地域の意見・要望を踏まえた産地計画作りに向けた助言や支援策の提示等の取組を進めてきました。

その結果、九州では、令和 7 (2025) 年度に 2 産地増加し合計で75産地が創設され、全県において水田における野菜、果樹及び花き等の高収益作物への転換が拡大しています。

九州における水田農業高収益作物化推進計画の策定状況

<長崎県>

市町村	産地数	品目
平戸市 (向月)	4	秋ばれいしょ、ブロッコリー、かぼちゃ、たまねぎ
平戸市 (大野)	2	ブロッコリー、たまねぎ
壱岐市	4	たまねぎ、かぼちゃ、ブロッコリー、アスパラガス
五島市	4	ブロッコリー、かぼちゃ、たまねぎ、レタス
雲仙市 (守山)	3	ブロッコリー、ばれいしょ、たまねぎ
雲仙市 (山田)	3	ブロッコリー、たまねぎ、ほうれんそう
南島原市 (南有馬)	1	トマト
南島原市 (北有馬)	1	トマト
西海市	1	ブロッコリー
波佐見町	3	キャベツ、ブロッコリー、ばれいしょ

産地数：75

(令和 8 (2026) 年 3 月末時点)

<佐賀県>

市町村	産地数	品目
江北町	1	みかん
佐賀市	1	みかん
佐賀市 小城市 多久市	1	きゅうり

<福岡県>

市町村	産地数	品目
朝倉市 筑前町	1	アスパラガス
筑後市	1	ゆり
上毛町	1	コケ
那珂川市	1	子実用とうもろこし
行橋市	1	ほうれんそう
鞍手町	1	子実用とうもろこし
小竹町	1	子実用とうもろこし
築上町	1	子実用とうもろこし

<大分県>

市町村	産地数	品目
大分市	4	キク、いちご、ぶどう、大葉
臼杵市	1	キウイフルーツ
佐伯市	5	レモン、栗、枝豆、ほうれんそう、キウイフルーツ
日田市	2	梨、梅
豊後高田市	2	白ねぎ、いちご
中津市	1	アスパラガス
由布市	2	梨、キウイフルーツ
宇佐市	1	白ねぎ
豊後大野市	5	柿、栗(3)、カボス
国東市	1	小ねぎ
杵築市	1	いちご

<熊本県>

市町村	産地数	品目
嘉島町	1	ミニトマト
熊本市	1	ナス
玉名市	1	イチゴ
八代市	3	トマト、アスパラガス、ブロッコリー

<鹿児島県>

市町村	産地数	品目
日置市	2	ミシマサイコ、葉ねぎ
曾於市	4	さつまいも、さといも、キャベツ、たまねぎ

<宮崎県>

市町村	産地数	品目
日向市	1	へべす

(※数字は産地数)

【「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）」機運醸成の取組】

令和9（2027）年3月19日から9月26日まで、神奈川県横浜市において、我が国では37年ぶりとなる最上位クラスの「2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）」が開催されます。

本博覧会のテーマは「幸せを創る明日の風景（Scenery of the Future for Happiness）」であり、改めて植物の自然資本財としての多様な価値を再認識し、持続可能な未来と誰もが取り残されない社会の形成に活用するとともに、自然との共生や幸福感を、新たな明日の風景として可視化していくことを目指して開催されます。

令和6（2024）年の九州花きの産出額は、全国の19.7%を占めております。また、切り花の出荷数量は、福岡県第4位、鹿児島県第8位、長崎県第10位と国内有数の花きの産地です。

九州農政局としては本博覧会の開催は、花や緑の魅力をはじめ食や農そしてグリーン技術を発信する絶好の契機となることから、「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成を図るため、令和7年（2025）年度に「まふすぼ九州」（MAFF×EXPO 2027九州チーム）を立ち上げており、周知活動を始めています。

いよいよ開催まで1年を切りました。今後も生産者団体・卸市場団体・生花商団体・行政機関と連携を図りながら、各種イベント等での周知活動や花き産地の情報収集及び、SNS等を活用した情報発信などを行い機運醸成に取り組めます。

【「第50回JA植木まつり」での周知活動】

九州管内の有数な植木イベントである「JA植木まつり」において、熊本県及びくまモン隊と協力して熊本県産の花きと「GREEN×EXPO 2027」のPR（GREEN×EXPO 2027～400日きったよ！）を行いました。会場には、多くの親子連れをはじめとする幅広い層が参加。チラシとブルーミングリングを配布し、リングをはめてトゥंकポーズで写真を撮影してもらい、SNSへの投稿を呼び掛けました。



トゥंकポーズで撮影
（©2010熊本県くまモン〔2026.2.21〕）

【GREEN×EXPO 2027 全国連携プログラム】

このプログラムは、花と緑のあふれる暮らしの実現、気候変動対策や生物多様性の確保などの社会的な課題解決等への貢献を目指し、GREEN×EXPO 2027と連携して、花・緑・食・農など「みどり（GREEN）」に関する施策を進めていく取組です。登録すると「ロゴマーク」をイベントのチラシ等に入れることができます。

令和7年度、九州管内では、九州花き振興協議会を始め、佐賀県花づくり推進協議会、長崎県花き振興協議会、鹿児島県花き振興会がこのプログラムに登録しました。



さがフラワーフェスティバル
（佐賀県花づくり推進協議会）



長崎県花き品評会
（長崎県花き振興協議会）



フラワーフェスタinかごしま2026
（鹿児島県花き振興会）

産業 — 肉用牛・酪農の生産基盤の維持・強化 —

【肉用牛・酪農の収益力向上に向けた取組】

近年、高齢化・後継者不足等により畜産農家戸数が減少している中、国内外で高まる牛肉・牛乳乳製品のニーズに対応した生産体制の構築が課題となっています。

このような状況を踏まえ、国産飼料の生産・利用の拡大による飼料自給率の向上、畜舎の整備や省力化に資する先端技術の導入等による生産コストの削減など、肉用牛・酪農の収益力向上が重要となっています。

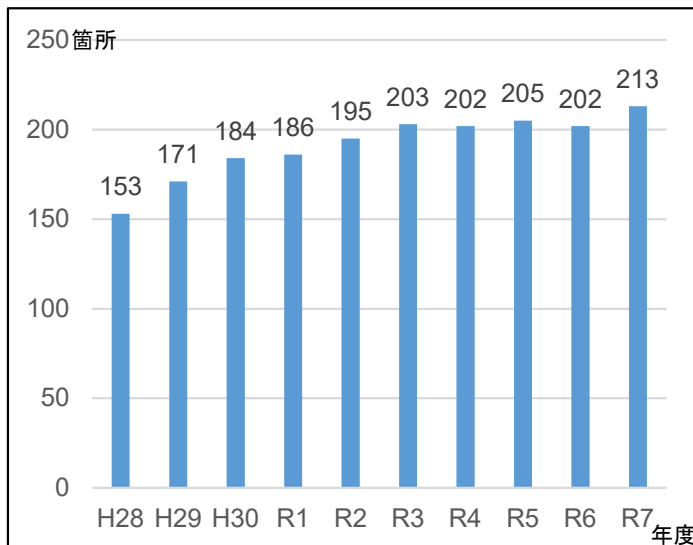
九州農政局では、国産飼料増産対策や畜産クラスター^{*}の取組等を推進しています。

畜産クラスター関連事業については、平成26(2014)年度より開始され、肉用牛、酪農等の生産基盤の維持・強化を図るため、各地域において積極的に取組を行っており、令和7(2025)年度の畜産クラスター協議会数は九州全体で213箇所^{*}に及ぶなど取組の重要性が浸透しているところです。

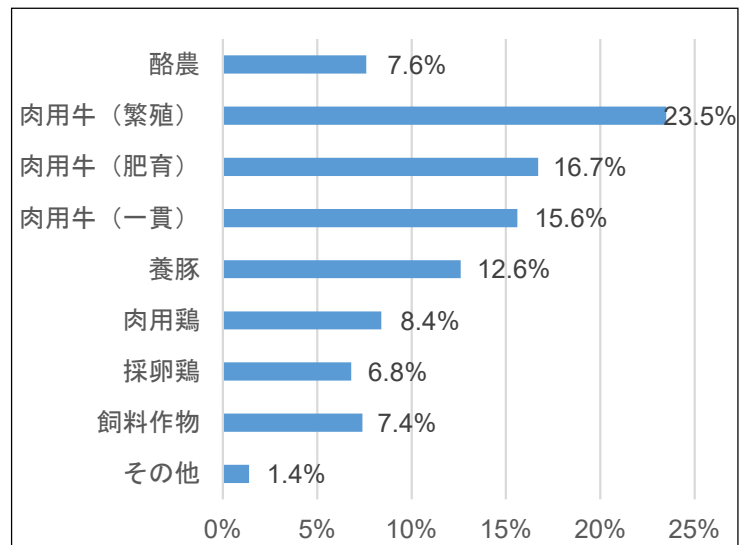
今後とも、畜産クラスターの取組の推進等を通じ、地域の関係者の連携、それに対する国の支援を進めることにより、生産効率の改善や生産コスト低減等による体質強化を図っていくこととしています。

^{*} 畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）が、ぶどうの房（クラスター）のように一体的に結集することで、地域全体で畜産の収益向上を図る取組。

九州における畜産クラスター協議会の設立数



令和7(2025)年度
九州における畜産クラスター協議会の対象畜種の割合



肉用牛繁殖経営で生産された子牛の共同育成施設
（キャトルステーション）



酪農経営の労働負担軽減を図る餌寄せロボット

産業 — スマート農業の推進 —

【スマート農業技術活用促進法】

農業者の減少下において生産水準が維持できる生産性の高い食料供給を確立するためには、農作業の効率化に資するスマート農業技術の活用と併せて、生産方式の転換を進めるとともに、スマート農業技術の開発・普及を図ることで、スマート農業の活用を促進することが重要です。

スマート農業技術の活用を促進して生産性向上を図ることを目的として、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（スマート農業技術活用促進法）」が令和6(2024)年10月に施行されました。

本法律は、①生産方式革新実施計画、②開発供給実施計画の2つの認定制度を設けています。生産方式革新実施計画の認定を受けた農業者はさまざまな支援措置を受けることができ、令和7(2025)年度の管内の認定件数は9件（令和6(2024)年10月からの累計は13件）となっています。

また、九州農政局では、生産者や試験研究機関、行政等の関係者を参集した「九州スマート農業技術情報連絡会議」を開催しており、これら法律に係る政策の発信や現場での実証・取組事例の情報交換等により、スマート農業技術の現場実装の加速化を推進しています。

スマート農業技術活用促進法の概要

農林水産大臣（基本方針の策定・公表）

【法第6条】

（生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進の意義及び目標、その実施に関する基本的な事項 等）

↑ 申請

↓ 認定

↑ 申請

↓ 認定

①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（生産方式革新実施計画）【法第7条～第12条】

【生産方式革新事業活動の内容】

・スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動

【申請者】

・生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等※1（農業者又はその組織する団体）

※1 継続性や波及性を勘案し、複数の農業者が有機的に連携して取り組むことが望ましい

（スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能）

【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資
・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認等）など

②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（開発供給実施計画）【法第13条～第19条】

【開発供給事業の内容】

・農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等※2の開発及び当該スマート農業技術等を活用した農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業

※2 スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

【申請者】

・開発供給事業を行おうとする者（農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等）

【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資
・農研機構の研究開発設備等の供用等
・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認）など

【九州スマート農業技術情報連絡会議の主な取組】

○「令和7年度九州スマート農業技術情報連絡会議」開催

第1回連絡会議を令和7(2025)年7月9日（水）にWeb会議方式により開催。スマート農業技術の取組事例や九州地域各県からのスマート農業の現場実装に向けた取組の発表、意見交換等を実施。

○「第2回令和7年度九州スマート農業技術情報連絡会議」開催

第2回連絡会議を令和7(2025)年10月29日（水）にWeb会議方式により開催。農業機械メーカー等による最新のスマート農業技術の紹介が行われ、スマート農業技術を使う側と提供する側の情報交流を実施。

○スマート農業関連のイベント開催

令和7(2025)年12月11日（木）、12日（金）に「スマート農業推進フォーラム2025 in 九州」を熊本県熊本市及び合志市で開催。スマート農業技術の開発状況や生産現場における取組事例の紹介、スマート農機の展示・実演を実施。

※法律及びフォーラムの概要はHPに掲載しております（<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seisan/gizyutu/smart.html>）。

産業 — 経営所得安定対策等 —

【生産農業所得に占める経営所得安定対策等交付金の割合は10.8%】

経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定に資するよう、麦、大豆、そば、なたね等の畑作物について、諸外国との生産条件の格差から生ずる価格の不利を補填する「畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)」と、農業経営のセーフティネットとして、当年産の収入が減少した場合に、その減少額を補てんする「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)」、さらに、麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や水田の畑地化を推進する「水田活用の直接支払交付金」を措置しています。

九州における令和6(2024)年度の経営所得安定対策等交付金の交付額は、820億円(畑作物の直接支払交付金221億円、水田活用の直接支払交付金597億円)で、全国に占める割合は17.5%となっています。

生産農業所得のうち経営所得安定対策等交付金の割合は、九州で10.8%、麦、大豆の作付が多い佐賀県では25.4%、福岡県では19.0%となっています。

生産農業所得のうち経営所得安定対策等交付金の割合(令和6(2024)年度)

単位: 億円、%

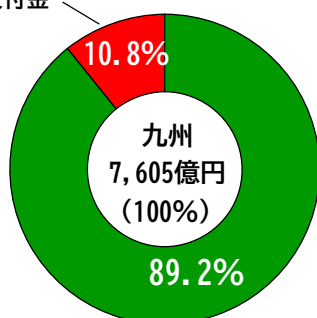
区 分	支払金額	支払金額の割合	畑作物の直接支払交付金	交付金の割合	水田活用の直接支払交付金	交付金の割合	生産農業所得	生産農業所得に占める経営所得安定対策等交付金の割合
全 国	4,679	100.0%	1,923	100.0%	2,747	100.0%	40,932	11.4%
北 海 道	1,563	33.4%	1,200	62.4%	357	13.0%	6,242	25.0%
都 府 県	3,116	66.6%	723	37.6%	2,390	87.0%	34,690	9.0%
九 州	820	17.5%	221	11.5%	597	21.7%	7,605	10.8%
福 岡	202	4.3%	90	4.7%	111	4.0%	1,064	19.0%
佐 賀	171	3.7%	80	4.2%	91	3.3%	672	25.4%
長 崎	34	0.7%	5	0.3%	28	1.0%	637	5.3%
熊 本	166	3.6%	25	1.3%	141	5.1%	1,744	9.5%
大 分	76	1.6%	16	0.8%	60	2.2%	630	12.1%
宮 崎	104	2.2%	1	0.0%	103	3.7%	1,235	8.4%
鹿 児 島	67	1.4%	3	0.2%	63	2.3%	1,623	4.1%

- 注: 1 四捨五入により合計値と内訳が一致しない場合がある。
 2 都府県の値は、都道府県別の公表値を積算して算出した。
 3 支払金額には、収入減少影響緩和交付金を加え積算して算出した。

資料: 農林水産省「令和6年度の経営所得安定対策等の支払実績(令和7年9月30日)」
 農林水産省「生産農業所得統計」(令和7年12月23日)

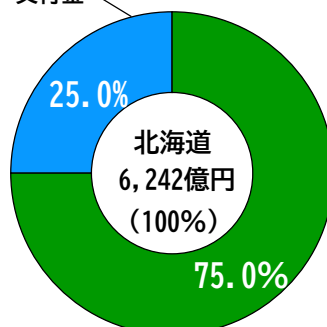
【九州】

畑作物の直接支払及び
水田活用の直接支払
交付金



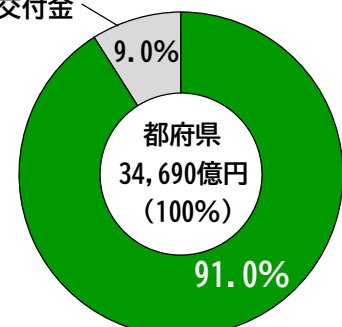
【北海道】

畑作物の直接支払及び
水田活用の直接支払
交付金



【都府県】

畑作物の直接支払及び
水田活用の直接支払
交付金



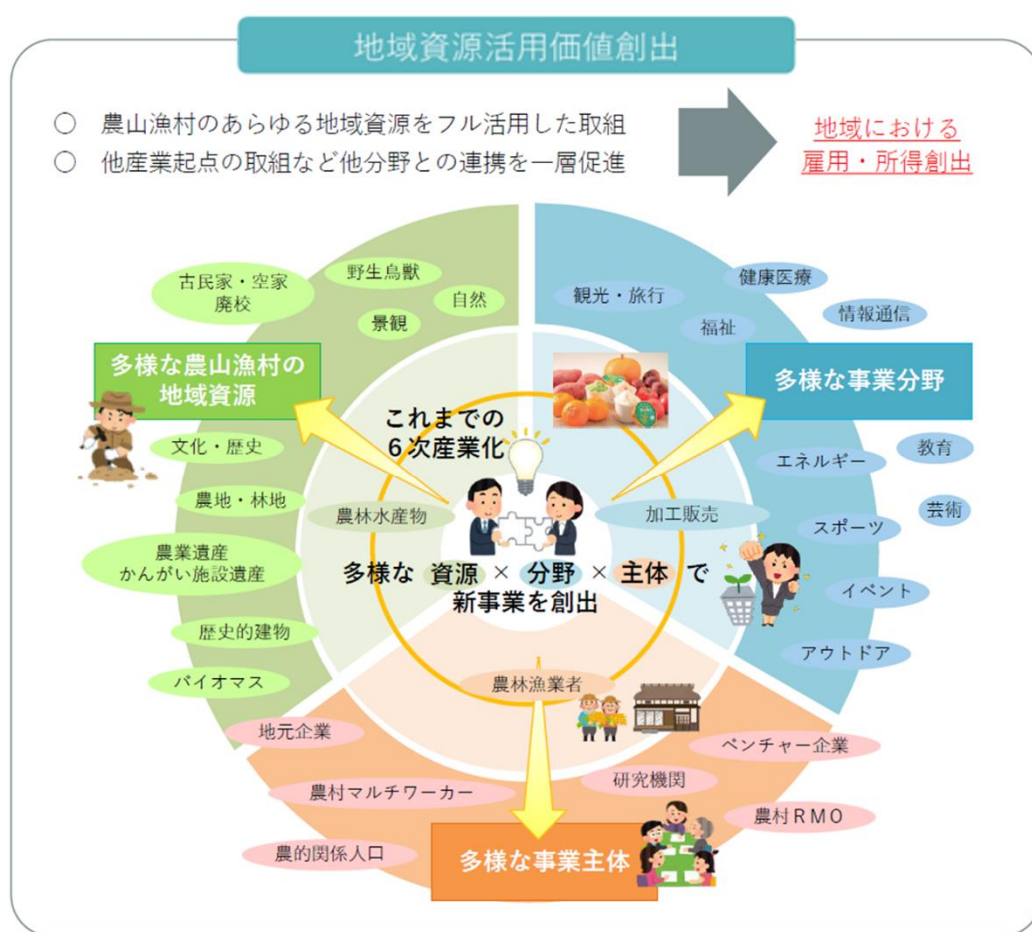
産業 — 地域資源活用価値創出 —

【農山漁村から広がる新たな価値創出】

これまで農林水産省では、農林水産物の付加価値を高め、農林漁業者の所得向上に資する重要な取組の1つとして、農林漁業の6次産業化の推進に取り組んできました。

また、令和4(2022)年度からは、この6次産業化を発展させて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源を活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって付加価値を創出していく「農山漁村発イノベーション」の取組を支援してきました。

令和7(2025)年度からは、「地域資源活用価値創出」と題し、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援していくこととしています。



【総合化事業計画の認定】

九州農政局において、「六次産業化・地産地消費」に基づき総合化事業計画の認定（いわゆる6次産業化認定）を行った件数は、471件(令和8(2026)年3月末)で全国の17.8%を占め、ブロック別では最も多い認定件数となっています。県別にみると宮崎県が全国第3位となっており、全国的に見ても九州は6次産業化の取り組みが進んだ地域となっています。

認定件数
(令和8(2026)年3月末日現在)

都道府県	計	農畜産物 関係	林産物 関係	水産物 関係
福岡県	82	72	3	7
佐賀県	25	25	0	0
長崎県	38	26	2	10
熊本県	93	75	10	8
大分県	54	45	4	5
宮崎県	113	101	7	5
鹿児島県	66	53	2	11
九州計	471	397	28	46
全国	2,653	2,354	104	195

【みどりの食料システム戦略の推進】

農林水産省では、我が国の食料・農林水産業が直面する生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退、地球温暖化などの課題、また、SDGsや環境に対する国内外での関心の高まりなどに対応するため、令和3(2021)年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し「食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現」することを目指しています。具体的には、同戦略では、2050年までに目指す姿として、

- ・農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現
- ・化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- ・輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- ・耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大

などの目標を掲げ、環境負荷低減の取組を進めています。

また、令和4(2022)年に制定された「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」では、環境負荷低減に取り組む生産者を対象とした環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画並びに環境負荷低減に資する研究開発や機械・資材の販売等を行う事業者を対象とした基盤確立事業実施計画を認定する制度を設け、認定を受けた者に対しては、低利融資、税制優遇及び補助事業の採択における優遇などの支援措置を講じています。

九州農政局管内でのみどりの食料システム法に基づく認定状況（令和8(2026)年5月末時点）は、生産者で4,282経営体、事業者で12事業者が認定を受けており、管内各地において環境負荷低減の取組が進められています。

また、九州農政局では、みどりの食料システム戦略の理解促進のための取組も行っており、学生への講義や消費者向けのイベントなどを実施しています。

【九州農政局管内の基盤確立事業実施計画の認定事業者】

(株) オーレック
(福岡県広川町)



水田除草機

三州産業(株)
(鹿児島県鹿児島市)



基腐病用蒸熱処理装置

藤樹運搬機工業(株)
(福岡県久留米市)



堆肥自動攪拌機等

(株) 筑水キャニコム
(福岡県うきは市)



ラジコン草刈機

(株) 天神製作所
(宮崎県都城市)



堆肥自動攪拌機

(株) FTH
(鹿児島県鹿児島市)



蒸熱処理装置

大分県農業協同組合
(大分県杵築市)



省エネ型温度管理等により生産されたハウスみかん

JA鹿児島県経済連
(鹿児島県鹿児島市)



ペレット堆肥

松元機工(株)
(鹿児島県南九州市)



乗用型茶園防除機

大栄工業(株)
(佐賀県みやき町)



スクミングカイ(ジャンボタニ)捕獲機及び誘引剤

(有)そおりサイクルセンター
(鹿児島県大崎町)



ペレット堆肥

(株)西部技研
(福岡県古賀市)



化石燃料を使用しないCo2施用機

【みどりの食料システム戦略の理解増進】



環境にやさしい農産物の販売会



講演会の実施



大学での出前授業



イベントでのPR

産業 — 農業生産工程管理（GAP） —

【国際水準GAPの推進】

GAP（Good Agricultural Practices：農業生産工程管理）は、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動であり、その導入によって、農業経営の改善や効率化につながることから、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、人権保護、農場経営管理を含む国際水準GAPを推進しています。

農林水産省では、令和4（2022）年3月に「我が国における国際水準GAPの推進方策」を策定するとともに、国際水準GAPを広く理解し、実践してもらうことができるよう、共通の取組基準として「国際水準GAPガイドライン」を策定し、国際水準GAPの普及を推進しています。

農政局では、①補助事業を通じたGAP指導員による指導活動等の支援及び輸出に向けた認証取得の推進、②GAP認証農産物を取り扱う意向を有している実需者の「GAPパートナー」への登録拡大、③九州のGAP取組事例の紹介などの取組を行っています。GAPパートナーは全国72社、うち九州23社となっています（令和8（2026）年3月末現在）。

「九州のGAP取組事例」

http://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/gap/gap_torikumi.html

（QRコード）



GAP（Good Agricultural Practices：農業生産工程管理）

農林水産省では、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の5分野を含むGAPを国際水準GAPと呼称しています。

食品安全

（取組事項の例）

- ・食品安全に係るリスク管理
- ・使用する水のリスク管理
- ・異物混入の防止
- ・農薬の適正使用と記録
- ・農産物取扱施設の衛生管理



集出荷作業における服装（マスク、布巾・手袋等の着用）のルール化

環境保全

（取組事項の例）

- ・環境負荷に係るリスク管理
- ・温室効果ガス削減の取組
- ・土づくりや施肥設計を通じた土壌管理
- ・総合的病害虫・雑草管理（IPM）の実施
- ・廃棄物の適正処理・利用



農業空容器は分別して処理

労働安全

（取組事項の例）

- ・労働安全に係るリスク管理
- ・機械・設備の点検・整備
- ・作業安全用の保護具の着用
- ・農場内の整理整頓、清掃
- ・農業の適切な取扱と保管

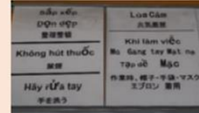


危険な作業はスイッチを止めてから行う（巻き込まれ防止）

人権保護

（取組事項の例）

- ・労働者への労働条件の提示と遵守
- ・家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施
- ・技能実習生等の受入に係る環境整備



掲示物には外国人技能実習生の母国語を併記

農場経営管理

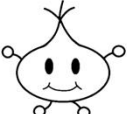
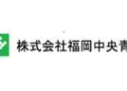
（取組事項の例）

- ・基本情報の整理
- ・業務毎の責任者の配置と農場ルールの策定
- ・トレーサビリティの確保と記録の作成・保存
- ・クレームへの対応手順の策定



ほ場等の情報を地図とともにパソコンで整理

九州のGAPパートナー23社（令和8（2026）年3月末現在）

 イオン九州株式会社	 にしきストア	 コアおおい	 生協コースかこし	 トキハ	 マルメヤストア	 マルキョウ	 Tsuryo ONE
 野菜 ut Fresh Vegetable	 おにぎり	 鹿児島市中央卸売市場 鹿児島青果	 かねやま カット野菜・果物 青果卸・水産	 熊本大同青果株式会社	 the food industry O-ETSU食品工業株式会社	 MURAO YAHIME	 FIELD OF DREAMS 佐賀東部青果
 はて 果 かごしまから 金環へ 鹿児島中央青果株式会社	 株式会社福岡中央青果	 おいしさつなぐ 大鳥屋	 福果 福岡大同青果株式会社	 生活協同組合 ララク	 岩田産業グループ	 もう一歩前進します 福岡中央卸売市場仲卸 大栄青果株式会社	

※各GAPパートナーの紹介は農林水産省ホームページ「Goodな農業！GAP-info」に掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap-info.html>

産業 — 食料システム法の施行 —

【食料システム法の成立】

令和 8 (2026) 年 4 月 1 日に「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（食料システム法）」が全面施行されました。

農林水産省では、この法律に基づき、（１）合理的な費用を考慮した価格形成と（２）食品産業の持続的な発展に向けた施策を一体的に推進し、食料の持続的な供給ができる食料システムを確立します。

なお、九州農政局では、取引の適正化を目的とし、九州の事業者を対象に取引状況等のヒアリング調査を実施しました。また、食料システム法における計画認定制度について、全国で54件の計画が認定されており、うち、九州農政局では2件の計画を認定しています（令和 8 (2026) 年 3 月末時点）。

【食料システム法の背景】

近年、農業の資材費や食品の原材料費等が高止まりし、食料の持続的な供給が困難に。

食料安全保障の確保を図る観点から、新たな「食料システム法」を制定。

食料システム法の第 1 の柱 ～合理的な費用を考慮した価格形成～

持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を進め、コストを下回る価格での取引を抑止

合理的な費用を考慮した価格形成の実現

食料システム法の第 2 の柱 ～食品産業の持続的な発展～

国産原材料の活用や環境負荷の抑制等に取り組む食品産業の事業者への支援

食品の付加価値の向上

消費者の理解を得ながら、食料システム全体で食料の持続的な供給を実現。

【食料システム法のポイント】

合理的な費用を考慮した価格形成

- ① 食料全般の取引を対象として、取引の適正化に係る努力義務が課されます。
- ② 努力義務に対応した行動規範として、農林水産大臣が判断基準を定め、これに基づき、大臣による指導・助言等の措置が講じられます。
- ③ 農林水産大臣が指定した品目について、大臣が認定した団体がコスト指標を作成します。
- ④ こうした措置により、食品等の取引において費用の考慮を促し、コスト割れを抑止します。

食品産業の持続的な発展

- ① 食品産業の事業者が、生産者との安定的な取引関係の確立などの取組を行う計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた場合、各種支援・特例措置を受けることが可能です。
- ② こうした支援措置により、事業者の取組を後押しし、食品産業の持続的な発展を図ります。

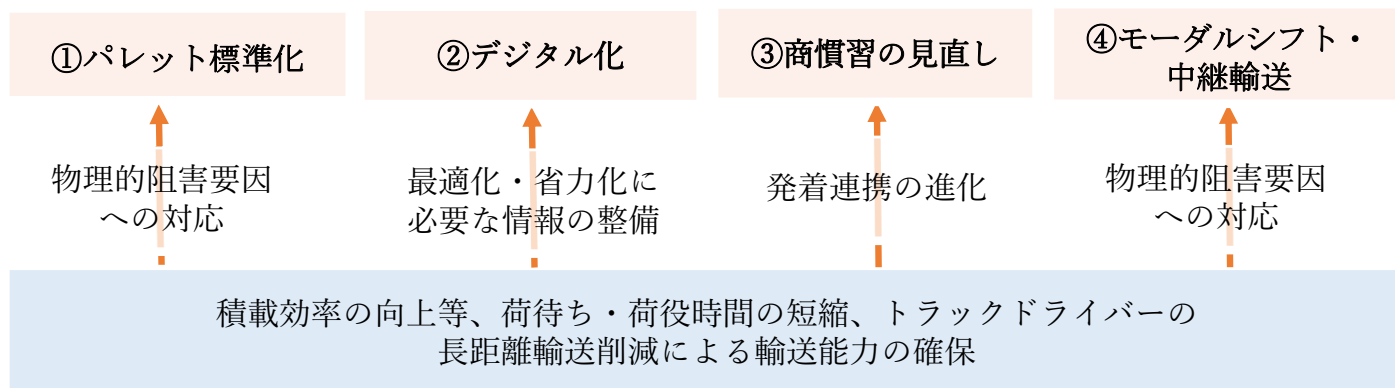
産業 — 農産物・食品流通の合理化 —

【農産物物流の効率化への取り組み】

農林水産省では物資の流通の効率化に関する法律に加え、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律及び貨物自動車運送事業法改正、また「2030年度に向けた総合物流施策大綱」も踏まえ、物流効率化を喫緊の課題と捉え、①パレット標準化、②デジタル化、③商慣習の見直し、④モーダルシフト・中継物流の取り組みを継続して行ってきました。

引き続き、農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース^{*1}等を通じて、現場との繋がりを強化し、物流効率化や補助事業の周知・執行の中で、指導・支援・事例の発信を行っていき、農産物物流の更なる効率化を推進していきます。

〇2025年度～2030年度の重点取組事項



〇九州での主な取組事例

パレット標準化

- ・デコポンのパレット輸送 (JA熊本果実連)

JA全農えひめと11パレット^{*2}輸送に対応する段ボール規格を開発し、令和7(2025)年産出荷分のデコボン（不知火）から新規格での出荷を開始。11パレットの使用により、荷役時間や荷待ち時間を短縮可能。

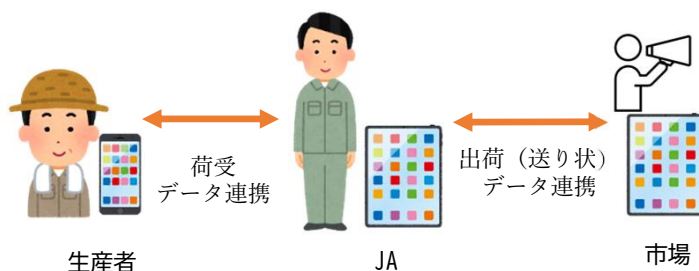


パレット出荷されるデコボン

デジタル化

- ・nimaruJA^{*3}を活用した作業効率化 (JA全農ふくれん)

JA全農ふくれんでは、18JAのうち2JA（福岡くろめ、福岡大城）がnimaruJAを導入。JA福岡大城では、イチゴの出荷作業nimaruJAを活用。JA担当者による入力作業の手間が省けることや労働時間の削減にも繋がり、作業の効率化を実現。また、市場への送り状を電子化した。今後、福岡県内JAの導入に向けて協議を進めている。



^{*1} 農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォースとは、令和6（2024）年1月にスタートした農林水産品・食品の物流を効率化し、現場の負担を減らすために、官民が連携して対策を検討・共有することを目的としたチーム

^{*2} 11パレットとは、日本の物流業界で最も一般的に使用されている標準パレット。

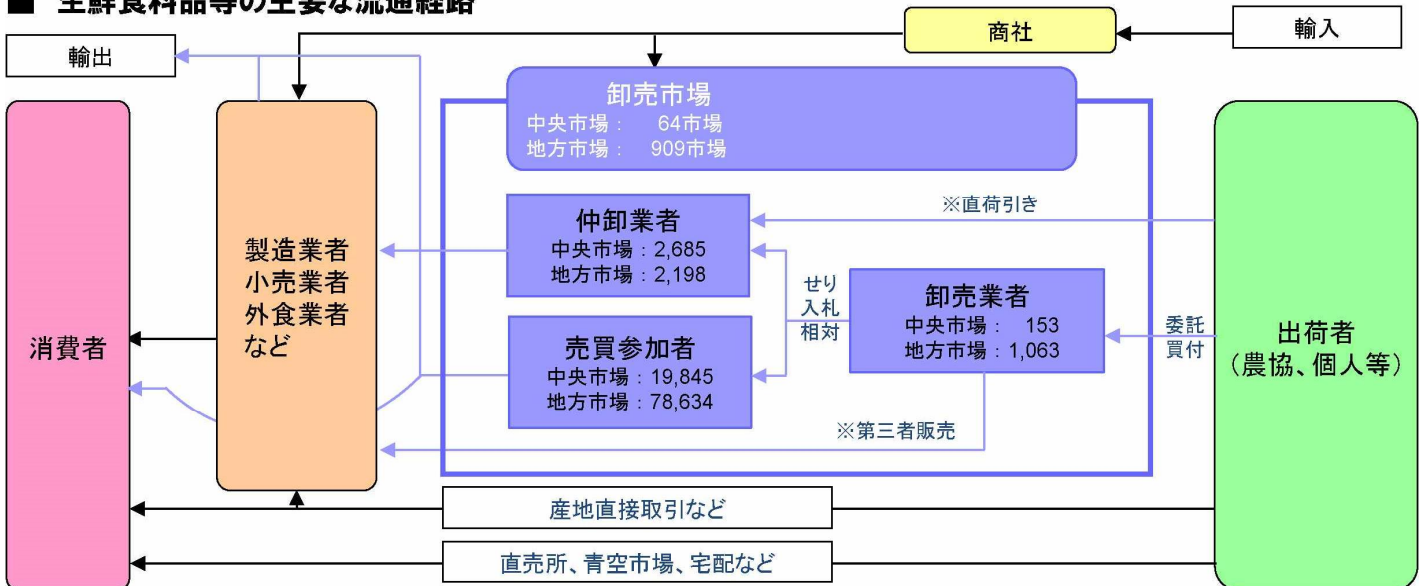
^{*3} nimaruJAとは、生産者やJA、市場（卸売会社）など農産物の取引を行う事業者間の間で集出荷データ連携が可能なデータプラットフォーム。

産業 — 卸売市場の役割 —

【卸売市場の役割】

卸売市場は、野菜、果物、魚、肉など日々の食卓に欠かすことのできない生鮮食料品等を国民に円滑かつ 安定的に供給するための基幹的なインフラであり、多種・大量の物品の効率的かつ継続的な集分荷、公正で 透明性の高い価格形成などの重要な機能を有しており、 青果の 5 割強、水産物の 5 割強が卸売市場を経由しています（国産青果物に限定すれば約 8 割が経由）。

■ 生鮮食料品等の主要な流通経路



※第三者販売及び直荷引きについては、市場によっては業務規程において、その取引を制限している場合がある。
(中央市場の市場数及び卸売業者数のデータは令和 6 (2024) 年度末時点、中央市場の他の業者数及び地方市場のデータは令和 5 (2023) 年度末時点)

【中央卸売市場と地方卸売市場】

中央卸売市場は、開設者が国（農林水産大臣）から認定を受けた卸売市場で、広域的な生鮮食料品等流通の中核的な拠点であり、北海道から沖縄まで、令和 7 (2025) 年 3 月末時点で、全国 64 市場で開設されています。

地方卸売市場は、開設者が都道府県から認定を受けた卸売市場で、令和 6 (2024) 年 3 月末時点で、全国 909 市場で開設されています。

九州の中央卸売市場は、令和 7 (2025) 年 3 月末時点で、6 市場が開設され、九州の地方卸売市場は、令和 7 (2025) 年 3 月末時点で、178 市場が開設されています。

参考【九州の中央卸売市場の取扱数量・取扱高】

- 北九州市中央卸売市場(令和 6 (2024) 年 12 月末現在)
青果 109,774ト 346億79百万円
- 福岡市中央卸売市場
(青果は令和 6 (2024) 年 12 月末、水産・食肉は
令和 7 (2025) 年 3 月末現在)
青果 307,940ト 807億04百万円
水産 62,788ト 495億86百万円
食肉 25,070ト 307億11百万円
- 久留米市中央卸売市場(令和 6 (2024) 年 3 月末現在)
青果 24,930ト 66億49百万円
- 長崎市中央卸売市場(令和 7 (2025) 年 3 月末現在)
青果 53,783ト 176億38百万円
- 宮崎市中央卸売市場(令和 7 (2025) 年 3 月末現在)
青果 85,843ト 309億74百万円
- 鹿児島市中央卸売市場(令和 6 (2024) 年 12 月末現在)
青果 153,807ト 400億18百万円
水産 18,100ト 156億03百万円

* 取扱数量・取扱高については、各市場HP掲載の統計資料
を基に九州農政局で作成

参考【卸売市場の一日】

(福岡市中央卸売市場 鮮魚市場)

(1) 入荷(前日搬出後から当日深夜)



水揚げ



搬入

(2) 下見(せり開始前)



下見

(3) せり(午前 3 時から)



せり

(4) 搬出(午前 4 時頃から)



搬出



せり

画像出典：福岡市 農林水産局 中央卸売市場 鮮魚市場提供